平成２４年（フ）第１７１２号
神奈川県横浜市鶴見区仲通１丁目57―２　宝来ビル３Ｆ
破産者　山本久美子
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１８号
千葉県習志野市谷津４丁目８―１―611
破産者　佐藤　　悟
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２４号
東京都品川区二葉４丁目18―７―301
破産者　山口　弘一
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７３５号
東京都八王子市中野山王３丁目18―１―202
破産者　小室　秀夫
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７３６号
東京都八王子市中野山王３丁目18―１―202
破産者　小室　寿夫
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８０４号
東京都葛飾区立石７丁目23―10―101
破産者　佐藤　純子
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８０５号
東京都練馬区南田中３丁目31―６―507
破産者　長尾　哲斉
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８０８号
東京都板橋区高島平９丁目14―５―405　ＴＯＰ高島平第４
破産者　泉谷　俊成
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８０９号
千葉県木更津市畔戸1217―２　曽我保弘方、住民票上の住所千葉県木更津市牛込1435
破産者　大塚　圭太
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１０号
神奈川県横浜市都筑区中川中央１丁目３―14―302、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区久末1778―１―317
破産者　那珂　佳弘
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１３号
東京都港区芝浦３丁目15―５―1002
破産者　笠原　　誠
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８２６号
東京都三鷹市下連雀８丁目２―24―202
破産者　松島　杉夫
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６５号
東京都江戸川区東葛西４丁目56―21―203
破産者　前田　利秋
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３４号
東京都新宿区百人町２丁目１―42―512
破産者　野口　岳嗣
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９８３号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目29―１
破産者　高橋　則明
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０４６号
千葉県茂原市大芝541―６―101
破産者　安岡　　宏
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０４７号
千葉県茂原市大芝541―６―101
破産者　安岡ロリータこと　ヤスオカ　ロリータ　アセデラ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０５８号
東京都小金井市梶野町２丁目16―７　梶野町荘Ａ棟
破産者　渡邊　照雄
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０６０号
東京都東大和市立野２丁目10―６―101
破産者　有野　　修
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１２９号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町443―407
破産者　立田真一郎
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１７号
東京都東久留米市神宝町１丁目13番15号
破産者　和奏建設有限会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１８号
東京都東久留米市神宝町１丁目13番15号
破産者　犬飼　博和
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部